

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から52年3月まで

結婚後、夫に勧められて国民年金に加入することにし、A町役場で加入手続を行い、その時に交付されたオレンジ色の年金手帳は現在も持っている。当時、家計のやりくり一切は私が行っており、夫婦二人分の国民年金保険料を私が同役場や金融機関で定期的に納付していた。

申立期間の保険料は、夫の分は領収書もあり納付済みになっているが、私の分は未納とされている。私の領収書は無くしてしまったが、夫の分だけ納付していたとは考えられないので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、申立人が保険料を納付していたとする夫については、国民年金加入期間480か月の保険料が完納となっており、夫婦共に納付済み期間は全て現年度納付であることが確認できることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、その前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和52年9月頃に払い出されたことが確認できることから、申立人はその頃に加入手続を行い、資格取得日を20歳時点の47年\*月\*日に遡ったものと推察されるが、その時点において、申立期間のうち50年7月から52年3月までの21か月間の国民年金保険料については、過年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、「A町役場から別の納付書を発行してもらい、保険料をまとめて納付した記憶がある。」と供述していることから、納付意識の高かった申立人が、加入手続時において納付可能であった昭和50年7

月から 52 年 3 月までの 21 か月分の国民年金保険料を過年度納付したと考  
えても不自然ではない。

一方、申立人の加入手続時において、申立期間のうち昭和 47 年 8 月か  
ら 50 年 6 月までの 35 か月間については、時効のため保険料を納付するこ  
とができなかった上、申立人がこの期間の保険料を納付していたことや別  
の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情  
も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、  
昭和 50 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと  
認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの期間、62年4月から63年3月までの期間及び平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年5月から61年3月まで  
② 昭和62年4月から63年3月まで  
③ 平成元年4月

昭和58年5月頃、A市B区役所で国民健康保険に加入した時に併せて国民年金の加入手続を行い、オレンジ色の年金手帳の交付を受け、現在も持っている。申立期間の保険料の納付方法については、記憶が定かではないが、納付書に現金を添えて定期的に同区役所で納付し、領収書を受け取ったが現在は持っていない。

4年間にわたり未納とされているが、督促状のようなものを受け取った記憶は全く無いので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているだけで、納付金額を全く覚えておらず、納付方法についても具体的な記憶が無いと供述していることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、その前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和61年10月から62年1月の間に払い出されていることが確認でき、申立人はその頃に加入手続を行い、資格取得日は20歳時点の58年\*月\*日に遡ったものと推察されるところ、その時点において、申立期間①のうち58年5月から59年6月までの14か月分の国民年金保険料については時効のため納付することができない上、過年度納付が可能であった21か月分の保険料についても、申立人は、過年度納付した記憶は無いと供述している。

さらに、申立期間①に続く昭和 61 年度分及び申立期間②に続く 63 年度分の国民年金保険料については、免除申請を行っていることがオンライン記録で確認できることから、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたとは考え難く、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 釧路国民年金 事案 367（事案 148 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 61 年 3 月まで  
申立期間について記録訂正の必要が無いとの通知を受けたが、今回、当時のことについて証言したいので再度申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁（当時）の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 1 月 30 日に払い出されていることが確認でき、資格取得日を 61 年 4 月 1 日に遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間当時の国民年金保険料は納付書による納付であり、国民年金手帳を返却したことにより納付記録が無くなったとする申立人の供述は不合理であることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人より新たな証言及び資料として、年金証書を持参し、申立期間当時の納付状況の主張をしたいとしているところ、「A 市役所の庁舎内で加入手続後しばらくの間は納付していた。」等と供述をしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。